

令和元年度 企業向け補助金 多様な働き方支援制度

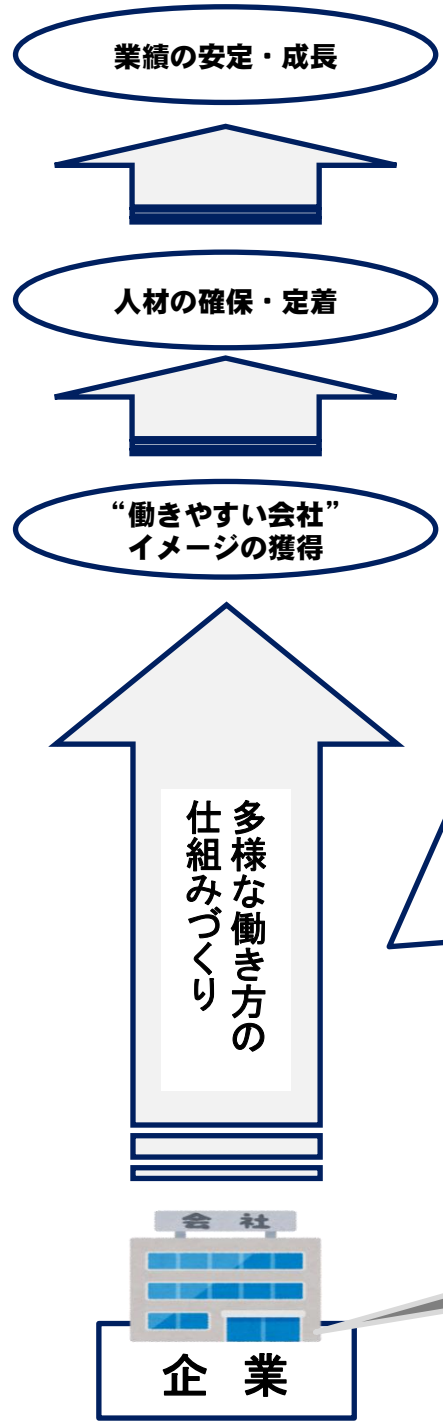
誰もが働きやすいた
職場づくりに向けた
取組を支援します！



詳しくは中をご覧ください ▶

◆お問合せはこちらまで◆
京都ジョブパーク
中小企業人材確保・多様な働き方推進センター
TEL：075-692-3232

中小企業の人材確保に向けた支援イメージ



事業利用によるメリット

- 就労環境の改善に精通したアドバイザー(社会保険労務士)がノウハウを伝授。【原則2回まで無料】
- 補助金申請のポイント等について、「子育て企業サポートチーム」がアドバイス。
- 人材確保に関する情報を、メールマガジンで定期的に配信。
- 雇用・環境経営促進金利優遇制度(当該事業の交付決定企業に対し、「一般資金」及び「小規模企業おうえん資金(ステップアップ枠)」の金利をさらに0.2%引き下げ)
- 「職場づくり行動宣言」企業には、府サイトやジョブ博(合同企業説明会)等で求職者へPRする機会を提供。

職場づくり行動宣言

「就職先を確定する際に、決め手となった項目」出典(2018年12月1日時点で民間企業へ就職が確定している大学生を対象とした「就職プロセス調査」)(実施:株式会社リクルートキャリア)
1位:自らの成長が期待できる
2位:福利厚生や手当が充実している

女性の活躍を推進したい！！

障害者雇用に必要な環境を整えたい！！

若手社員の人材確保や定着に繋げたい！！

人材確保に向けた働き方改革を推進したい！！

長時間労働の是正等就労環境を改善したい！！

労働生産性向上に資する機器を導入したい！！

京都府 女性活躍 応援事業補助金

＜補助対象事業例＞
企業における女性の活躍の推進を図るための事業
・女性の管理職を増やすための研修や男性の意識改革研修
・仕事と育児・介護等との両立のための在宅勤務に必要な通信機器等の整備 など

＜補助率＞
補助対象経費の3分の2以内
上限：30万円

＜補助対象者＞
府内に本社又は支社を有し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する「一般事業主行動計画」を届け出た、常時雇用する労働者が300人以下の事業主

京都府障害者雇用 施設整備事業等 事業費補助金

＜補助対象事業例＞
障害者雇用に必要な施設等の整備や職場定着支援事業
・階段昇降機の設置
・拡大読書器の購入
・Web日報を活用した雇用管理システムの利用
・外部支援者（精神保健福祉士、手話通訳士など）の派遣利用 など

＜補助率＞
補助対象経費の30%以内
（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業主は15%以内）
上限：100万円

＜補助対象者＞
府内の事業所において、障害のある方を常時雇用し、当該年度末日までに必要な施設・設備等の整備を行い利用を開始させる、または定着支援事業を完了させる予定の事業主
※障害者雇用人数等対象要件は、チラシまたは下記ホームページで御確認ください。

就労・奨学金 返済一体型支援 事業補助金

＜補助対象事業例＞
従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援

＜補助率＞
支援対象者1人あたり以下のいずれかの低い額
1 企業負担額の2分の1以内
2 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の2分の1以内
3 就職後1年目から3年目までは年9万円、就職後4年目から6年目までは年6万円

＜補助対象者＞
府内に事業所のある従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等で、以下のいずれかに該当するもの
①中小企業基本法に定める中小企業者、組合、特定非営利活動法人、社会福祉法人
②きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもの
③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもの

多様な働き方 推進事業費 補助金

＜補助対象事業例＞
自社の多様な働き方を推進する事業
・コンサルタントの導入
・情報通信機器や保育施設等の設置
・企業説明会への出展、求人メディアへの掲載
・社内研修の実施、各種セミナーへの参加など

＜補助率＞
補助対象事業費の2分の1以内（上限：50万円）
※ただし小規模企業者は3分の2以内（上限：50万円）
個別企業のグループは3分の2以内（上限：100万円）

＜補助対象者＞
「職場づくり行動宣言」を行うもののうち、以下のいずれかに該当するもの
①府内に事業所を有する中小企業者
②きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもの
③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもの

就労環境改善 サポート 補助金

＜補助対象事業例＞
就労環境改善の取組を支援
・就業規則等の作成・変更
・所定外労働時間削減のための設備導入経費（タイムレコーダー等の整備）
・就労環境改善のための設備導入（改修）経費（冷房、暖房、通風等温湿度調節設備等）

＜補助率＞
補助対象経費の2分の1以内（上限：30万円）
※ただし、就業規則の作成・変更については、その他の規程等を含み、上限10万円

＜補助対象者＞
以下のいずれかに該当するもの
①府内に事業所を有する中小企業者
②きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもの
③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもの
※京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受ける必要があります。

労働生産性向上 推進事業 補助金

＜補助対象事業例＞
労働生産性向上により、長時間労働削減や有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業等を支援
・IoTツールの導入による生産設備の稼働率向上
・ロボットの導入による付随的業務の効率化等
・ドローンの活用による測量や施工管理の効率化

＜補助率＞
補助対象経費の2分の1以内（上限：100万円）

＜補助対象者＞
以下のいずれかに該当するもの
①府内に事業所を有する中小企業者
②きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもの
③「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもの
※中小企業応援隊又は公益財団法人京都産業21のコーディネーターの推薦を受ける必要があります。

府民環境部男女共同参画課
京都ウィメンズスペース
電話：075-744-6701



京都府女性活躍応援事業補助金
http://www.pref.kyoto.jp/josei/news/2019syokuba_ho_jyokin.html

京都府商工労働観光部
人材確保推進室
電話：075-682-8918



京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金
<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/general/shisetuhojokin.html>

京都府中小企業団体中央会
電話：075-708-3701



京都府就労・奨学金返済一体型支援事業補助金
<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-73.html>

京都府中小企業団体中央会
電話：075-708-3701



京都府多様な働き方推進事業費補助金
http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/tayounahata_rakikatusuisin.html

京都府中小企業団体中央会
電話：075-708-3701



京都府就労環境改善サポート補助金
http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/syuroukan_kyokaizen.html

京都府中小企業団体中央会
電話：075-708-3701



京都府労働生産性向上推進事業補助金
<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/seisansaikoujyou.html>